

管理濃度設定物質のGHS分類結果(厚生労働省労働基準局委託事業:中央労働災害防止協会実施)

資料No. 3-7【改訂・再配布】

	物質名	管理濃度 (作業環境評価基準 別表)	日本産業衛生 学会勧告 許 容濃度 (2010年度)	ACGIH勧告 TLVs (2010)	急性毒 性	皮膚腐 食性/ 刺激性	眼に対 する重 篤な損 傷性/ 眼刺激性	呼吸器 感作性	皮膚感 作性	生殖細胞 変異原 性	発がん 性	生殖毒 性	特定標 的臓器 毒性 (単回 曝露)	特定標 的臓器 毒性 (反復 曝露)	吸引性 呼吸器 有害性	備考
1	土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん	3.0/(1.19Q+1)	0.5~2mg/m3	0.025mg/m3	-	-	-	-	-	区分外	1A	-	1	1	-	Q:遊離けい酸(結晶質シリカ)含有率
2	アクリルアミド	0.1mg/m3	0.1mg/m3	0.03mg/m3	3他	3	2A	-	1	1B	1B	1B	1	1	-	
3	アクリロニトリル	2ppm	2ppm	2ppm	2他	2	2A	-	1	2	2	2	1	1	-	
4	アルキル水銀化合物	0.01mg/m3	-	0.01mg/m3	1他	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	
5	エチレンイミン	0.5ppm	0.5ppm	0.05ppm	1他	1A-1C	1	-	1	1B	2	2	1	1	-	
6	エチレンオキシド	1ppm	1ppm	1ppm	3他	2	-	-	-	1B	1B	1B	1	1	-	
7	塩化ビニル	2ppm	2.5ppm	1ppm	-	2	-	-	-	2	1A	2	1	1	-	
8	塩素	0.5ppm	0.5ppm	0.5ppm	2他	1A-1C	1	-	-	区分外	区分外	区分外	1	1	-	
9	塩素化ビフェニル(別名PCB)	0.01mg/m3	0.01mg/m3	0.5-1mg/m3	3他	-	-	-	-	区分外	1B	1A	3	1	-	
10	カドミウム	0.05mg/m3	0.05mg/m3	0.01mg/m3	1他	-	-	-	-	2	1A	2	1	1	-	
	カドミウム化合物	0.05mg/m3		0.002mg/m3	*16種類のカドミニウム化合物について国(労働基準局)がGHS分類をした結果、7種類に生殖細胞変異原性又は生殖毒性が認められた。											
11	クロム酸	0.05mg/m3	0.01mg/m3~ 0.5mg/m3	0.01mg/m3~ 0.5mg/m3	-	-	-	1	1	-	区分外	-	-	-	-	
	クロム酸塩	0.05mg/m3		0.01mg/m3~ 0.5mg/m3	*15種類のクロム酸塩について国(労働基準局)がGHS分類をした結果、4種類に生殖細胞変異原性又は生殖毒性が認められた。											
12	五酸化バナジウム	0.03mg/m3	0.05mg/m3	0.05mg/m3	2他	-	2A	-	-	1B	2	2	1	1	-	
13	コールタール	0.2mg/m3	-	0.2mg/m3	4他	3	1	-	1	2	1	-	1	2	-	
14	酸化プロピレン	2ppm	-	2ppm	3他	2	1	-	1	2	2	2	3			
15	シアン化カリウム	3mg/m3	5mg/m3	(C5mg/m3)	1他	3	2A-2B	-	-	-	-	-	2	1	-	
16	シアン化水素	3ppm	5ppm	(C4.7ppm)	1他	-	2A	-	-	-	-	-	1	1	-	
17	シアン化ナトリウム	3mg/m3	5mg/m3	(C5mg/m3)	1他	3	2A-2B	-	-	-	-	2	-	1	-	
18	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	0.005mg/m3	0.005mg/m3	0.01ppm	4他	3	2B	-	-	2	1B	-	1	2	-	
19	1,1-ジメチルヒドラジン	0.01ppm	-	0.01ppm	2他	2	2B		2	2	2		1	1		
20	臭化メチル	1ppm	1ppm	1ppm	3他	2	2B	-	-	2	区分外	2	1	1	分類対象外	
21	重クロム酸	0.05mg/m3	0.01mg/m3~ 0.5mg/m3	0.005mg/m3 ~0.5mg/m3	-	1A-1C	1	1	1	2	1A	-	1	1	-	
	重クロム酸塩				*5種類の重クロム酸塩について国(労働基準局)がGHS分類をした結果、生殖細胞変異原性又は生殖毒性は認められなかった。											
22	水銀	0.025mg/m3	0.025mg/m3	-	-	-	-	-	1	2	区分外	1A	1	1	-	
	水銀無機化合物(硫化水銀を除く)		-	0.025mg/m3	*15種類の水銀無機化合物について国(労働基準局)がGHS分類をした結果、3種類に生殖毒性が認められた。											
23	トリレンジイソシアネート	0.005ppm	0.005ppm	0.005ppm	1他	1A-1C	2A-2B	1	1	区分外	2	-	1	1	-	

	物質名	管理濃度 (作業環境評価基準 別表)	日本産業衛生 学会勧告 許 容濃度 (2010年度)	ACGIH勧告 TLVs (2010)	急性毒 性	皮膚腐 食性/ 刺激性	眼に対 する重 篤な損 傷性/ 眼刺激 性	呼吸器 感作性	皮膚感 作性	生殖細胞 変異原 性	発がん 性	生殖毒 性	特定標 的臓器 毒性 (単回 曝露)	特定標 的臓器 毒性 (反復 曝露)	吸引性 呼吸器 有害性	備考
24	ニッケル	0.1mg/m3	1mg/m3	1.5mg/m3	－	－	－	1	1	－	2	－	1	1	－	
	ニッケル化合物		0.01, 0.1mg/m3	0.1, 0.2mg/m3	*12種類のニッケル化合物について国(労働基準局)がGHS分類をした結果、1種類に生殖毒性が認められた。											
25	ニッケルカルボニル	0.001ppm	0.001ppm	0.05ppm	1他	2	1	1	－	－	1A	2	1	－	－	
26	ニトログリコール	0.05ppm	0.05ppm	0.05ppm	4他	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	
27	パラ－ニトロクロルベンゼン	0.6mg/m3	0.64mg/m3	0.1ppm	3他	－	2B	－	－	2	2	2	1	1	－	
28	砒素	0.003mg/m3	0.003mg/m3, 0.0003mg/m3 *過剰発がんリスク別	0.01mg/m3	4他	－	2	－	－	－	1A	2	－	－	－	
	砒素化合物				*26種類の砒素化合物について国(労働基準局)がGHS分類をした結果、1種類に生殖毒性が認められた。											
29	弗化水素	0.5ppm	3ppm	0.5ppm	3他	1A-1C	1	－	1	2	－	－	1	1	－	
30	ペータープロピオラクトン	0.5ppm	－	0.5ppm	1他	2	1	－	－	1B	2	－	3	－	－	
31	ベリリウム	0.002mg/m3	0.002mg/m3	0.00005mg/m3	－	－	－	1	1	－	1A	－	1	1	－	
	ベリリウム化合物				*2種類のベリリウム化合物について国(労働基準局)がGHS分類をした結果、生殖細胞変異原性又は生殖毒性は認められなかった。											
32	ベンゼン	1ppm	1ppm	0.5ppm	4他	2	2A	－	－	2	1A	2	1	1	1	
33	ペンタクロルフェノール(PCP)およびそのナトリウム塩	0.5mg/m3	0.5mg/m3	0.5mg/m3	1他	2	2A-2B	－	－	区分外	2	1B	1	1	－	
34	ホルムアルデヒド	0.1ppm	0.1ppm	(C0.3ppm)	2他	2	2A	1	1	2	1A	－	1	1	－	
35	マンガン	0.2mg/m3	0.2mg/m3	(0.2mg/m3)	－	3	2B	－	－	－	－	1B	1	1	－	
	マンガン化合物				*7種類のマンガン化合物について国(労働基準局)がGHS分類をした結果、生殖細胞変異原性又は生殖毒性は認められなかった。											
36	沃化メチル	2ppm	－	2ppm	2他	2	1	－	区分外	区分外	区分外	2	1	1	－	
37	硫化水素	5ppm	5ppm	1ppm	2他	－	2A	－	－	－	区分外	－	1	－	区分外	
38	硫酸ジメチル	0.1ppm	0.1ppm	0.1ppm	1他	1A-1C	1	－	－	2	1B	2	1	2	－	
39	石綿	0.15本/cm3	0.15本/cm3	0.1f/cc	－	－	－	－	－	2	1A	－	－	1	－	
40	鉛	0.05mg/m3	0.1mg/m3	0.05mg/m3	－	－	－	－	－	2	2	1A	－	1	－	
	鉛化合物				*26種類の鉛化合物について国(労働基準局)がGHS分類をした結果、23種類に生殖毒性が認められた。											
41	アセトン	500ppm	200ppm	500ppm	－	－	2B	－	－	－	－	2	3	2	2	
42	イソブチルアルコール	50ppm	50ppm	50ppm	5他	2	2A	－	－	区分外	－	区分外	3	区分外	2	
43	イソプロピルアルコール	200ppm	400ppm	200ppm	5他	区分外	2A	－	－	区分外	－	2	3	区分外	2	
44	イソペンチルアルコール	100ppm	100ppm	100ppm	5他	区分外	2A	－	区分外	－	－	－	1	区分外	－	
45	エチルエーテル	400ppm	400ppm	400ppm	4他	3	2B	－	－	－	－	2	3	区分外	2	
46	エチレングリコールモノエチルエーテル	5ppm	5ppm	5ppm	4他	3	2B	－	－	区分外	－	1B	1	1	－	

	物質名	管理濃度 (作業環境評価基準 別表)	日本産業衛生 学会勧告 許 容濃度 (2010年度)	ACGIH勧告 TLVs (2010)	急性毒 性	皮膚腐 食性/ 刺激性	眼に対 する重 篤な損 傷性/ 眼刺激性	呼吸器 感作性	皮膚感 作性	生殖細胞 変異原 性	発がん 性	生殖毒 性	特定標 的臓器 毒性 (単回 曝露)	特定標 的臓器 毒性 (反復 曝露)	吸引性 呼吸器 有害性	備考
47	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	5ppm	5ppm	5ppm	5他	－	2B	－	－	区分外	－	1B	－	－	－	
48	エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル	25ppm	－	20ppm	2他	2	2A	－	区分外	区分外	区分外	2	1	2	－	
49	エチレングリコールモノメチルエーテル	5ppm	0.1ppm	0.1ppm	3他	3	2B	－	－	区分外	－	1B	1	1	－	
50	オルト－ジクロルベンゼン	25ppm	25ppm	25ppm	3他	2	2B	－	－	2	区分外	区分外	1	1	－	
51	キシレン	50ppm	50ppm	100ppm	5他	2	2A	－	－	区分外	区分外	1B	1	1	2	
52	クレゾール	5ppm	5ppm	20mg／m3	4他	1A	1	－	－	区分外	区分外	－	1	1	－	
53	クロルベンゼン	10ppm	10ppm	10ppm	4他	2	2A	－	－	2	2	区分外	1	1	2	
54	クロロホルム	3ppm	3ppm	10ppm	4他	1A-1C	1	－	－	2	2	2	1	1	－	
55	酢酸イソブチル	150ppm	－	150ppm	5他	3	2B	－	区分外	－	－	－	－	－	－	
56	酢酸イソプロピル	100ppm	－	100ppm	5他	2	2B	－	－	－	－	－	2	2	2	
57	酢酸イソペンチル	100ppm	－	50ppm	－	3	2B	－	区分外	－	－	－	3	1	－	
58	酢酸エチル	200ppm	200ppm	400ppm	－	区分外	2B	－	区分外	区分外	－	－	3	－	－	
59	酢酸ノルマルブチル	150ppm	100ppm	150ppm	3他	区分外	2B	－	区分外	－	－	－	2	－	－	
60	酢酸ノルマルプロピル	200ppm	200ppm	200ppm	5他	3	2B	－	－	－	－	－	1	－	－	
61	酢酸ノルマルペンチル	100ppm	50ppm	50ppm	－	3	－	－	区分外	－	－	－	3	1	－	
62	酢酸メチル	200ppm	200ppm	200ppm	－	区分外	2B	－	区分外	区分外	－	－	1	－	－	
63	四塩化炭素	5ppm	5ppm	5ppm	4他	2	2	－	－	区分外	2	2	1	1	－	
64	シクロヘキサノール	25ppm	25ppm	50ppm	5他	3	1	－	－	区分外	－	2	3	1	区分外	
65	シクロヘキサノン	20ppm	25ppm	20ppm	3他	2	2A	－	－	2	区分外	2	1	1	－	
66	1, 4－ジオキサン	10ppm	10ppm	20ppm	4他	2	2A	－	－	区分外	2	－	1	1	－	
67	1, 2－ジクロルエタン(別名二塩化エチレン)	10ppm	10ppm	10ppm	3他	区分外	2B	－	－	2	2	区分外	1	1	1	
68	1, 2－ジクロルエチレン	150ppm	150ppm	200ppm	5他	2	2A	－	－	区分外	－	－	1	2	－	
69	ジクロルメタン(別名二塩化メチレン)	50ppm	50ppm	50ppm	4他	2	2A	－	－	区分外	2	－	1	1	－	
70	N, N－ジメチルホルムアミド	10ppm	10ppm	10ppm	3他	区分外	1	－	－	2	1B	1B	1	1	－	
71	スチレン	20ppm	20ppm	20ppm	4他	2	2A	－	－	2	2	1B	1	1	1	
72	1, 1, 2, 2－テトラクロルエタン	1ppm	1ppm	1ppm	3他	2	2A						1	1	－	
73	テトラクロルエチレン	50ppm	(検討中)	25ppm	4他	1A-1C	2B	－	－	区分外	1B	2	1	1	2	
74	テトラヒドロフラン	50ppm	200ppm	50ppm	4他	2	2A	－	区分外	区分外	－	区分外	2	1	－	
75	1, 1, 1－トリクロルエタン	200ppm	200ppm	350ppm	－	2	2	－	区分外	区分外	2	2	1	1	－	

	物質名	管理濃度 (作業環境評価基準 別表)	日本産業衛生 学会勧告 許 容濃度 (2010年度)	ACGIH勧告 TLVs (2010)	急性毒 性	皮膚腐 食性/ 刺激性	眼に対 する重 篤な損 傷性/ 眼刺激 性	呼吸器 感作性	皮膚感 作性	生殖細胞 変異原 性	発がん 性	生殖毒 性	特定標 的臓器 毒性 (単回 曝露)	特定標 的臓器 毒性 (反復 曝露)	吸引性 呼吸器 有害性	備考
76	トリクロロエチレン	10ppm	25ppm	10ppm	4他	2	2A	区分外	－	2	1B	1B	3	1	2	
77	トルエン	20ppm	50ppm	20ppm	4他	2	2B	－	区分外	区分外	区分外	1A	1	1	1	
78	二硫化炭素	1ppm	10ppm	1ppm	3他	－	2A-2B	－	－	2	－	1B	1	1	2	
79	ノルマルヘキサン	40ppm	40ppm	50ppm	－	2	2	－	－	区分外	－	2	3	1	1	
80	1－ブタノール	25ppm	50ppm	20ppm	4他	2	2A	－	－	区分外	区分外	区分外	3	1	2	
81	2－ブタノール	100ppm	100ppm	100ppm	5他	区分外	2A	－	－	－	－	2	3	－	－	
82	メタノール	200ppm	200ppm	200ppm	4他	－	2	－	区分外	区分外	－	1B	1	1	－	
83	メチルイソブチルケトン	50ppm	50ppm	20ppm	3他	区分外	2B	－	区分外	区分外	2	区分外	3	1	—	
84	メチルエチルケトン	200ppm	200ppm	200ppm	5他	2	2B	－	－	区分外	区分外	区分外	1	1	2	
85	メチルシクロヘキサノール	50ppm	50ppm	50ppm	4他	2	－	－	－	－	－	－	3	－	－	
86	メチルシクロヘキサノン	50ppm	50ppm	50ppm	－	2	2A-2B	－	－	－	－	－	3	－	2	
87	メチル－ノルマル－ブチルケトン	5ppm	5ppm	5ppm	5他	区分外	2A	－	－	－	－	－	3	1	2	

○23物質(化合物含む)に区分1以上の生殖細胞変異原性又は生殖毒性を有すると分類された。

分類対象外: GHSで定義されている危険有害性の対象にならない場合。
例えばガス状物質についての粉じんとしての有害性など

区分外: ある危険有害性について分類した結果、どの区分にも該当しない場合。

”－”: 分類できない(分類に必要なデータが入手できない場合、データが不十分な場合)

生殖細胞変異原性
区分1: ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発することが知られているかまたは経世代突然変異を誘発すると見なされている化学物質
区分1A: ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発することが知られている化学物質
区分1B: ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発すると見なされるべき化学物質
区分2: ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発する可能性がある化学物質
生殖毒性
区分1: 人に対して生殖毒性があることが知られている、あるいはあると考えられる物質
区分1A: 人に対して生殖毒性があることが知られている物質
区分1B: 人に対して生殖毒性があると考えられる物質
区分2: 人に対する生殖毒性が疑われる物質